

土曜教室 ボランティア研修会 「特定技能資格について」

7月6日（土）、ボランティア教師の研修会を柴崎学習館2階調理室で開催しました。



出入国管理法が改正され、今年4月から従来の「技能実習生」向けの在留資格とは別の新資格「特定技能」が導入されました。今回の研修会は、在職中に大手保険会社に勤められ、ブラジル駐在6年の経験があり、現在は行政書士として、又TMC副理事長として、主にポルトガル語圏の外国人の相談に乗っていらっしゃる細江諤夫氏に講師をお願いして、経験に基づいた実務的なお話を伺いました。

受け入れ対象業種：介護、外食、宿泊を含む14業種

- ・ 特定技能1号 相当程度の知識、経験を必要とする技能を要する業務に従事。

「技能評価試験」「日本語能力試験」あり。

在留期間：1年。但し、更新により最長5年

家族帯同不可。

- ・ 特定技能2号 熟練した技能を必要とする業務に従事。

「技能評価試験」あり。

在留期間：3年。但し、資格更新が続く限り在留可能。

家族帯同可能。

当面は対象14業種の内、建設、造船・船用工業の業種のみ。

少子高齢化で、今後外国人労働者なしでは日本の企業、特に中小企業は成り立たなくなります。従来の日本から後進国への技術移転・国際貢献を目的とした「技能実習資格制度」から外国人を労働力として受け入れる「特定技能資格制度」に移行して行くのではないかと、この講師の見方でした。最後に、TMCでの外国人相談事例の紹介がありました。テーマの内容から、ボランティア教師の関心が高く、参加者は32名でした。

